

株式会社香川県建築住宅センター適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社香川県建築住宅センター適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。)及び「株式会社香川県建築住宅センター適合証明業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき、株式会社香川県建築住宅センター(以下「当機関」という。)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(申請手数料)

第2条 業務規程第13条に規定する新築住宅の申請手数料の額(消費税を含まない。以下同じ。)は次の各号に定める額とする。

- (1) 一戸建新築住宅の手数料の額は、申請戸数1戸につき(別表1)に掲げる額とする。
- (2) 共同建て及び賃貸住宅の新築住宅の手数料の額は(別表2)に掲げる額とする。
- (3) 一戸建て中古住宅の手数料の額は、申請戸数1戸につき(別表3)に掲げる額とする。
- (4) 共同建て中古住宅の手数料の額は、申請戸数1戸につき(別表4)に掲げる額とする。
- (5) リフォーム住宅の手数料の額は、申請戸数1戸につき(別表5)に掲げる額とする。

(手数料の返還)

第3条 申請の取下げ及び契約解除を行った場合の手数料は、返還しないものとする。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証業務が実施できなかった場合においては、この限りでない。

(手数料の支払い等)

第4条 申請者は、それぞれ設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の申請時に、第2条に定める申請手数料を当機関に現金にて支払うか、若しくは、当機関が指定する銀行口座に振り込まなければならない。

附則

- この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- この規程は、平成15年12月1日から施行する。
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- この規程は、平成17年2月1日から施行する。
- この規程は、平成17年3月1日から施行する。
- この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

新築・一戸建て等

| 融資種別 | 設 計 | | 中 間 | 竣 工 | 合 計 |
|--|------------------------|------------------------|--------|------------------------|------------------------|
| フラット35 財形住宅融資 | 10,000 | | 12,000 | 12,000 | 34,000 |
| フラット35S | 11,000 ^(*3) | | 15,000 | 20,000 | 46,000 |
| 設計評価 | — | | 12,000 | 12,000 ^(*1) | 24,000 |
| 建設評価 ^(*2) | — | | — | 15,000 | 15,000 |
| 住宅瑕疵担保保険、 建築基準法中間検査 による中間現場検査 省略の活用 | フラット35 財形住宅融資 | 10,000 | — | 15,000 | 25,000 |
| | フラット35S | 11,000 ^(*3) | — | 22,000 | 33,000 |
| 竣工済み特例 | フラット35 財形住宅融資 | — | — | — | 36,000 |
| | フラット35S | — | — | — | 48,000 ^(*3) |

*1) 中間検査を省略する場合は、3,000円が加算されます。

*2) 建設評価取得済みで、現地の検査を省略する場合は3,000円が減額されます。

*3) 省エネルギー性を選択し基準が、断熱性能等級の場合は7,000円、一次エネルギー対策等級の場合は19,000円が加算されます。

別表 2

新築・共同建て、賃貸住宅^(*1)

| 融資種別 | フラット35 賃貸住宅 財形住宅融資 | フラット35S | 設計・建設評価 |
|------|--------------------------------|--------------------------------|---------|
| 設 計 | 10,000+N×3,500 ^(*2) | 10,000+N×5,000 ^(*2) | — |
| 竣 工 | 10,000+N×3,000 | 10,000+N×6,000 | N×4,000 |

*1) N：戸数

*2) 省エネルギー性を選択し基準が、断熱性能等級の場合は7,000円、一次エネルギー対策等級の場合は19,000円が加算されます。

別表 3

中古住宅・一戸建て等（1戸あたり）

| 融資種別 | 評価書なし | 評価書あり |
|---------------|--------|--------|
| フラット35、財形住宅融資 | 35,000 | 15,000 |
| フラット35S | 48,000 | 15,000 |

・評価書の「あり」、「なし」とは、新築時の建設評価書及び既存住宅の建設評価書の有無をいう。

表 4

中古住宅・共同建て（1戸あたり）

| 融資種別 | 評価書なし | 評価書あり |
|---------------|--------|--------|
| フラット35、財形住宅融資 | 32,000 | 18,000 |
| フラット35S | 48,000 | 24,500 |

- ・評価書の「あり」、「なし」とは、新築時の建設評価書及び既存住宅の建設評価書の有無をいう。
- ・同一棟内の他住戸の中古住宅適合証明書（検査結果）が活用できる場合は、10,000円となります。

別表 5

リフォーム住宅（1戸あたり）

| 融資種別 | 手数料（円） |
|-------------|--------|
| 財形住宅融資 | 34,000 |
| 耐震改修・バリアフリー | 51,000 |